

指定特定相談支援事業

【目的】

障害者がある有する能力及び適性に応じ、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。

【対象者】

天草圏域に居住する知的障害者

【事業内容】

- ・障がいのある方や家族からの相談に応じ、情報提供や助言を行うとともに、市区町村及び障害福祉サービス事業所等の関係機関との連絡調整などを行います。
- ・サービス利用支援（計画作成）
- ・継続サービス利用支援（モニタリング）

【行動障害支援体制加算】

行動障害のある知的障害者や精神障害者の方々に対して適切な計画相談支援等を実施するために、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を平成30年10月1日より当事業所に配置しております。

- ・氏名 坂本 城治
- ・研修名 平成30年度強度行動障害支援者養成研修（基礎研修・実践研修）

【精神障害者支援体制加算】

精神障害等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を終了し、専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を令和1年7月17日より当事業所に配置しております。

- ・氏名 坂本 城治
- ・研修名 令和元年度地域精神保健福祉医療担当者研修